

いまさら聞けない行政用語

他人事ではない地球温暖化対策「適応策」の話

調査部研究員 新井 伸次郎

1. はじめに

～環境部署に限った話ではありません～

地球温暖化対策の各種施策は、これまで主に環境部署の事業として行われてきたものがほとんどでした。しかし、現在ではこれまでの取組に加え、頻発する異常気象からの影響を軽減・回避する対策を併せて行う方向へ移ってきています。実際に施設管理や防災などの部署で行っている事例もあり、ほとんどの部署に関連しています。

本稿では、これらの取組や、今後自治体職員として心得ておくべき視点について解説していきます。

2. 2つの「地球温暖化対策」

地球温暖化対策は、次の2つに分類されます。

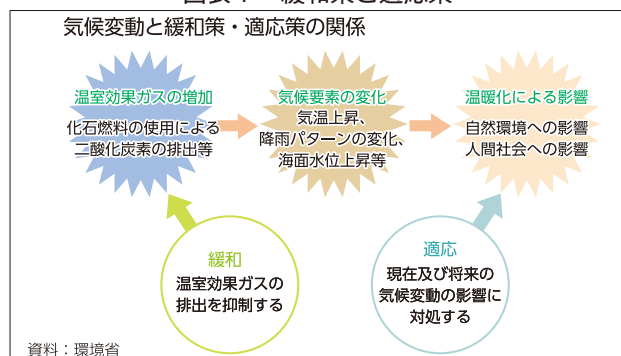
①緩和策

これまで国内で重点的に行われてきた対策で、温暖化の原因とされるCO₂などの温室効果ガスの排出を抑制するもの

②適応策

大雨や猛暑などの気候変動に対する人体への影響を回避・軽減するもの

図表1 緩和策と適応策

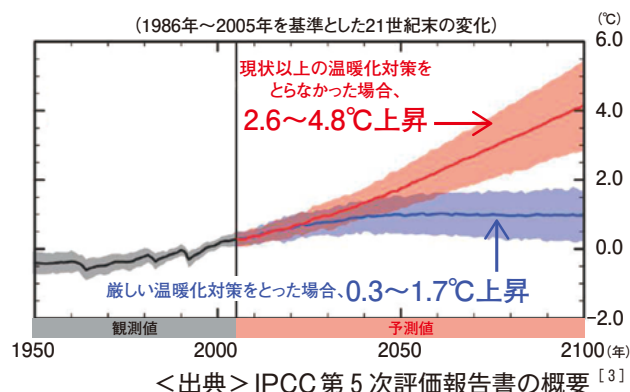


＜出典＞環境省「環境白書」（平成28年度版）^{〔1〕}

「緩和策」は、省エネ機器や環境対応車の普

及促進等により進められてきました。しかし、図表2のとおりIPCC^{〔2〕}第5次評価報告書では、このまま温室効果ガスの削減を進めても平均気温は上昇することが予測されています。

図表2 世界の平均気温の変化の予測



＜出典＞IPCC第5次評価報告書の概要^{〔3〕}

また、平成27年開催のCOP21^{〔4〕}で採択された「パリ協定」^{〔5〕}や、同年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」において、国内でも「適応策」への取組が求められています。

3. 風水害や猛暑による健康被害から身を守る対策していますか？

それではここで、「適応策」の具体的なイメージを持つために、いくつかの事例を図表3に示します。

これまで地球温暖化の「適応策」とは考えずに、このような取組を実施していた方も多いのではないのでしょうか。このように「適応策」は、日常生活の中での対策から、業務に関わるもの、また多額の費用が必要なものや、少しの工夫をすることで実施可能なものまで幅広く含まれます。

普段から「適応策」を意識することで、取組を拡大していける可能性があります。

図表3 適応策の例

分野	適応策	効果
自然災害	・道路、公園、街路樹、自宅等の地中に、貯水タンクや浸透設備の設置 ・排水溝や側溝の清掃	道路等に溢れる水を回避・軽減することが可能
	・溢れた水が溜りやすい場所に、水位計測機器を設置し、リアルタイムで情報を提供 ・ハザードマップの公表	水害による危険を回避・軽減することが可能
健康	・街路樹を日よけになるように剪定 ・日傘、帽子の利用	直射日光を回避・軽減することが可能
健康	・バス停などにミストシャワーを設置 ・壁面緑化 ・エアコン室外機風向調整板の設置	暑さを回避・軽減することが可能

※閣議決定「気候変動の影響への適応計画」（平成27年11月）を参考に作成

皆さんの部署でも考えられる対策はないでしょうか。管理施設やイベント会場、街並みなどを思い浮かべてみてください。

- ・直射日光で暑くなる場所はありませんか？
- ・雨で毎回水が溜まり苦情が入る場所はありませんか？
- ・エアコンの室外機が熱い場所はありませんか？

このように事例からヒントを得て、対策を考えることが可能です。

実はこれらの対策、「水が溜まる場所」や「直射日光が暑い場所」など、地域ごとのピンポイント対策が重要な点だと気づくことと思います。

そして、大雨や猛暑など気候変動からの様々なリスクが地域へ及ぼす影響に対しては、地域特性を熟知している基礎自治体だからこそ、的確で細やかな「適応策」の検討が可能なのです。

4. 「適応策」の実施に向けて

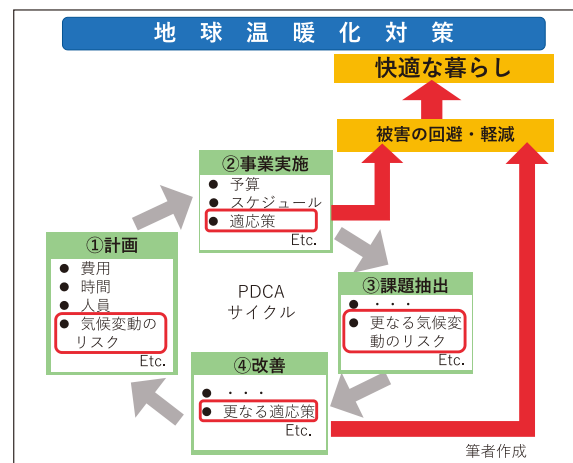
これまで、基礎自治体にできる地球温暖化対策についてご紹介してきました。

一方で、皆さんの担当業務に関する「適応策」について、確たる見通しもなく導入を実施することは難しいと考えられます。そこで、これまでの業務フローの中に、気候変動のリスクの項目を加え検討を行うことをお勧めします。その検討こそが、これまで対策をしていない場所へ

「適応策」を広げ、全く新しい「適応策」の確立につながります。（図表4）

地域や住民を被害から守り、快適に暮らし続けることができるよう、「適応策」を全庁的な課題と捉え積極的に検討を進めていきましょう。

図表4 「適応策」検討の考え方



5. おわりに

担当業務に即した様々な「適応策」について、具体的にイメージが湧いてきたものと思います。

「適応策」を検討する際の考え方は、自治体業務だけでなく日常生活に活かすことも可能です。自治体の職員として、また、1人の住民として、もう一度自身の生活を振り返り、これまでと同様に快適な生活を続けるため、「適応策」を用いながら、地球に優しい行動を共に取っていきましょう。

- [1] 環境省「環境白書」（平成28年度版）
<<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/index.html>>
(平成29年11月28日確認)
- [2] IPCC：国連気候変動に関する政府間パネルの略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織。
- [3] IPCC第5次評価報告書の概要
<https://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/pdf/ar5_wgl_overview_presentation.pdf>
(平成29年11月28日確認)
- [4] COP21：国際気候変動枠組条約第21回締約国会議気候変動の影響への適応計画：気候変動による様々な影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を計画的かつ総合的に進めるための計画。
- [5] パリ協定：2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定。